

令和4年第10回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和4年10月27日（木）

午後1時30分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

第10回座間市農業委員会定例総会議事録

令和4年10月27日、第10回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

2	吉川	充	8	小野	たづ子
3	曾根	覚	9	井上	俊春
4	鈴木	寛幸	10	小泉	聡
5	小林	多賀雄	11	草薙	初夫
6	飯島	英勝	12	大矢	義孝
7	大木	秀春			

会議を欠席した委員

1 加藤 博之

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

大木 秀夫、澤田 富美雄、若菜 成之

書記は次のとおり

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 次 長 | 曾 根 和 士 |
| 2 | 庶務係長 | 曾 根 裕 次 |
| 3 | 主 事 補 | 東 田 佑太郎 |

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第18号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第19号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第44号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 6 議案第45号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 議案第46号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

午後 1 時30分開会

議 長

ただいまの出席委員は11人で、定足数に達しております。

これより令和4年第10回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願います。

なお、1番加藤博之委員から欠席の届出が出ておりますので、ご報告いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、4番鈴木寛幸委員、11番草薙初夫委員の兩名を指名いたします。

次に、日程第2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧いただきたいと存じます。

まずは、1の会務報告です。今回は、令和4年9月29日（木）から令和4年10月26日（水）までの概要でございます。

先月、9月29日（木）、この場所におきまして、令和4年第9回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第4条、5件、6筆の農地転用届出、農地法第5条、6件、6筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、2件、7筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、2件、5筆の合計4議案につきましてご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

10月14日（金）には厚木市内で開催された、東京都と合同の都県合同農業委員会職員事務研究会視察研修会に、局長と事務局職員が出席しております。

10月20日（木）には農地部会を開催し、本日の議案について事前協議を行っております。

10月24日（月）には市のひまわり写真コンテスト審査会に、会長が出席されております。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計7件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせてい

ただきました。

諸報告は以上でございます。

議長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第18号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第19号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第18号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和4年10月27日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

続きまして、日程第4、報告第19号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和4年10月27日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

法第4条届出につきましては、地目、畑が1筆、地積530㎡。

法第5条届出につきましては、地目、畑が5筆、地積合計が664.02㎡。総合計が、畑、6筆、地積合計1,194.02㎡、届出が4件でございます。

以上です。

議長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第44号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第5、議案第44号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和4年10月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料3ページをご覧ください。

申請人でございますが、座間市入谷西三丁目■■■■■にお住まいの、■■■■■さん。引き続き農業経営を行っている期間は、令和元年10月30日から令和4年10月27日まで。

特例適用農地ですが、番号1、入谷西3丁目■■■■■、地目、畑、地積、754㎡でございます。

■■■■■さんにつきましては、相続税の納税猶予を受けられて、今回で9回目の申請でございます。

場所につきましては、資料の案内図4ページでございます。

星の谷歩道橋の東側にある生産緑地の畑、1筆でございます。

農業経営としましては、本人のほかに奥様と一緒に露地野菜を作付し、農地として良好に管理されております。

農機具は、耕耘機、トラクター、田植機、農用自動車などをお持ちで、農地として良好に管理されております。

全体の農地面積は、田が1,704㎡、畑が754㎡の合計2,458㎡でございます。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただいま、議案第44号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長

20日にこの場所を確認しました。それで、畑においては、サトイモ、ダイコン、ハクサイとか、いろいろなものがあり、また、果樹として柿の木、ミカン等々が整然としていましたので、特に問題ないと判断します。

以上です。

議長

議案第44号の地区担当委員は鈴木寛幸委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

鈴木委員 部会員の一人として現地を確認しております。ただいま部会長が言われたとおり露地野菜等が作られており、何ら問題ないと考えます。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第44号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第44号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第45号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第45号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和4年10月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料5ページをご覧ください。

申請人でございますが、座間市新田宿■■■■■にお住まいの、■■■■■さん。引き続き農業経営を行っている期間は、令和元年9月28日から令和4年10月27日までです。

特例適用農地ですが、番号1、新田宿字中屋敷■■■■■、地目、田、地積、661㎡。番号2、新田宿字中屋敷■■■■■、地目、田、地積、1,007㎡。番号3、新田宿字中屋敷■■■■■、地目、田、地積、740㎡。番号4、新田宿字中屋敷■■■■■、地目、田、地積、716㎡。番号5、新田宿字中島■■■■■、地目、雑種地、地積、61㎡。番号6、新田宿字中島■■■■■、地目、畑、地積、1,953㎡。番号7、新田宿字下川原■■■■■、地目、畑、地積、541㎡。番号8、新田宿字下川原■■■■■、地目、畑、地積、522㎡。番号9、四ツ谷字上川原■■■■■、地目、畑、地積、643㎡の合計9筆、地積6,844㎡でございます。

す。

■さんにつきましては、相続税の納税猶予を受けて、今回が9回目の申請でございます。

場所につきましては、資料の案内図6ページから8ページをご覧ください。

特別養護老人ホームの西側にある調整区域の田が1筆、市街化区域の田が3筆、新田宿グラウンド周辺にある調整区域内の畑が5筆の、合計9筆の申請でございます。

農業経営としましては、本人と息子さん夫婦の3人で農地を管理されておまして、水稲作や露地野菜を作付しており、農地として良好に管理されています。

農機具につきましては、耕耘機、トラクター、田植機、バインダーなどを所有し、農業経営をされています。

全体の農地面積は、田が4,740㎡、畑が3,838㎡の合計8,578㎡でございます。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま、議案第45号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 耕耘はしているが作付けはしていない農地の扱いについては、今後検討していくこととして、本件は、ほぼ問題なくいけたのではないかなというふうに思っているのですけれども、違うという方、大矢委員、どうですか。この番号で、代わりに話してもらいたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

議長 では、大矢委員。

大矢委員 20日の農地部会の場合には、田に関しては、事前に事務局が見られたからということでその日は見ておりませんが、私が全部確認いたしまして、ここに出ている以外に新たに1反買われて、その田も稲を作って刈取り後を、全部の田を耕耘されております。

それから、畑に関しては、今、会長が言われたとおりなのですが、きれいに耕耘をされております。

以上です。

飯島農地部会長 すみません。以上の内容で、皆さんのご審議をお願いしたいと思います。

議長 それでは、大矢委員、この後、地区担当委員としての意見をいただくのですけれど

も、今の意見でよろしいですか。

大 矢 委 員 はい。

議 長 では、それで地区担当委員としての発言とさせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

今、農地部会長からお話がございましたように、相続猶予の関係で、畑の関係の管理が、サラリーマンの方が増えてなかなか仕切れなくて、耕耘のみという部分から増えてくるのかと思います。そのような中で、農地部会の先般の会議の中で、年度内にその辺りをどうするか整理をしていくというお話でございますので、これについては、一応、農地部会の部会長にお任せをして、また総会等で報告をさせていただきますので、その点をご理解をいただきたいと思ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第45号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議 長 挙手全員。よって、議案第45号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第46号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第7、議案第46号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和4年10月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

申請人でございますが、座間市新田宿■■■■■にお住まいの、■■■■■さん。引き続き農業経営を行っている期間は、平成31年3月26日から令和4年10月27日まで。

特例適用農地ですが、番号1、新田宿字中屋敷■■■■■、地目、田、地積、661㎡。番号2、新田宿字中屋敷■■■■■、地目、田、地積、661㎡。番号3、新田宿字中島■■■■■、

地目、田、地積、947㎡。番号4、新田宿字中島■■■■、地目、田、地積、384㎡。番号5、新田宿字中島■■■■、地目、田、地積、561㎡。番号6、新田宿字中島■■■■、地目、田、地積、991㎡。番号7、新田宿字広町■■■■、地目、田、地積、495㎡。番号8、新田宿字広町■■■■、地目、田、地積、495㎡。番号9、新田宿字広町■■■■、地目、田、地積、462㎡。番号10、新田宿字広町■■■■、地目、田、地積、528㎡。番号11、新田宿字向新田■■■■、地目、田、地積、999㎡。番号12、新田宿字向新田■■■■、地目、田、地積、998㎡。番号13、新田宿字窪川原■■■■、地目、畑、地積、609㎡の合計13筆、8,791㎡でございます。

新田宿の■■■■さんからの引き続きの証明の申請でございます。

■■■■さんは、平成15年の相続により、今回でいうと案内図10ページから14ページにあります新田宿の田、12筆、それから、畑、1筆の農地について納税猶予を受け、今回が6回目の申請でございます。

農業経営としましては、主に本人と奥様によって水稲作、露地野菜を作付し、農地として良好に管理されております。

所有する農機具はトラクター、耕耘機、田植機などをお持ちになっており、全体の農地面積は、田が約1反、畑が約1反を耕作されております。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、議案第46号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長　　この畑について確認をさせていただきました。それで、先ほど来、少し話題にしています耕すだけの畑で、野菜類等の植付けはありません。ということで、一緒の議題にのせようという形にしています。

以上です。

議長　　議案第46号の地区担当委員は大矢義孝委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

大矢委員　　■■■■さんは、田は全部作っておられて、農地部会の前後で私が見た範囲ですと、3、4、5、6はまだ稲刈りはしていなかったのですけれども、全部作付て、刈取りがしてありました。

それから、畑に関してなのですが、農地部会で皆さんが見られたと思うのですが、この畑は、かなり低くて周りから雨水や泥がその畑に寄ってしまうという感じなのです。それで、■■■さんはほかにも畑を持っておられるので、そちらへ野菜は作れて、過去にここで野菜も作っていただいたのですが、なかなか作れないという状況もありまして、今は作ってられないかもしれません。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第46号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第46号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了いたしました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、事務局から何かございますか。

その他

- ・あっせん希望農地調査書について
- ・新規就農者からの相談について

議 長 そのほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、以上で、令和4年第10回座間市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後2時02分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長

4 番

11 番